

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし
2. 重要な会計方針
  - (1) 固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産  
残存価額を0円とした定額法とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。
    - ②無形固定資産  
残存価額0円とした定額法
    - ③リース資産  
該当なし
  - (2) 引当金の計上基準
    - ①退職給与引当金  
職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額(当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額)を退職給付引当金に計上する
    - ②賞与引当金  
社会福祉法人会計基準省令第1章第2項第4条に基づき計上しない
3. 重要な会計方針の変更  
該当なし
4. 法人で採用する退職給付制度  
全国社会福祉団体職員退職積立基金制度並びに千葉県社会福祉事業共助会に加入しています。
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分  
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
  - (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
  - (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
  - (4)公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
  - (5)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。  
 (6)各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 社会福祉事業拠点(社会福祉事業)
    - 法人運営事業
    - 企画・広報・調査・研究事業
    - ボランティア活動事業
    - 心配事相談事業
    - 地域福祉推進事業
    - 日常生活自立支援事業
    - 在宅福祉推進事業
    - 共同募金配分事業
    - 資金貸付事業
    - 受託事業
  - イ 介護保険事業拠点(公益事業)
    - 居宅介護支援事業
    - 訪問介護事業(令和4年3月31日事業廃止)
6. 基本財産の増減の内容及び金額  
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし
8. 担保に供している資産  
該当なし
9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下の通りである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	420,000	419,999	1
車輛運搬具	7,138,198	6,476,739	661,459
器具及び備品	128,000	127,999	1
合計	7,686,198	7,024,737	661,461

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当 金当期末残高	債権当期末 残高
福祉金庫	493,000	19,600	473,400
合 計	493,000	19,600	473,400

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし
13. 重要な偶発債務  
該当なし
14. 重要な後発事象  
該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし